

仙台市事業所用クリーンエネルギー自動車導入支援補助金交付要綱
(令和5年5月31日環境局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例（令和元年仙台市条例12号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定に基づき、仙台市域における地球温暖化対策等を推進するため、中小企業者等がクリーンエネルギー自動車を導入する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業者 第11条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者をいう。
- (2) 補助事業 第11条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた事業をいう。
- (3) クリーンエネルギー自動車 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車をいう。
- (4) 乗用車 主に人の移動のために用いられる乗車定員10人以下の自動車（二輪を除く。）であって、貨物自動車等及び乗合自動車等以外のものをいう。
- (5) 貨物自動車 貨物の運搬の用に供する普通自動車、小型自動車（二輪を除く。）、及び軽自動車（二輪を除く。）をいう。
- (6) 特種用途自動車 主たる使用目的が特殊である自動車であって、自動車検査証の用途欄に「特種」と記載されるものをいう。
- (7) 貨物自動車等 貨物自動車及び物品を運搬する目的で使用する特種用途自動車をいう。
- (8) 乗合自動車 乗車定員11人以上の自動車であって貨物自動車等以外のものをいう。
- (9) 車いす移動車 特種用途自動車のうち自動車検査証の車体の形状欄で車いす移動車であることが分かるものをいう。
- (10) 乗合自動車等 乗合自動車及び乗車定員10人以上の車いす移動車をいう。
- (11) リース事業者 自動車の貸渡しを業とする者をいう。
- (12) 抹消登録等 道路運送車両法第15条第1項第1号の規定に基づく永久抹消登録、同法第16条第1項の規定に基づく一時抹消登録、及び同法第69条第1項の規定に基づく自動車検査証の返納（軽自動車に係る同項第1号及び第2号の事由によるものに限る。）をいう。

(補助対象自動車)

第3条 補助の対象となる自動車（以下「補助対象自動車」という。）は、次の要件を満たすクリーンエネルギー自動車とする。但し、第4号、第5号、第6号の要件は市内へ新たに事業所、工場、店舗等（以下「事業所等」という。）を設置しようとする者を除く。

- (1) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、市内の住所となる自動車であること
- (2) 補助金の交付を受けるにあたり、新車として新たに購入する自動車（以下「新車」という。）であること
- (3) 新車の自動車検査証の登録年月日が、補助金の交付を受ける年度の1月末までの日付となる自動車であること
- (4) 現在使用している自動車（クリーンエネルギー自動車以外の自動車に限る。以下「旧車」という。）の抹消登録等を行い、新車はその更新を目的として導入される自動車であること
- (5) 旧車は補助金の交付を受ける年度の1月末までに抹消登録等を行う自動車であること
- (6) 旧車と新車の所有者、使用者及び用途は原則として、その前後で変わらない自動車であること。ただし、車両の所有権が留保された新車の購入において、自動車検査証上の所有者が自動車販売会社又はローン会社等で、使用者が申請者となる場合は、この限りではない。
- (7) 事業の用に供する自動車であること
- (8) 自動車販売業者が販売促進活動（展示、試乗等）に使用する自動車でないこと
- (9) 年間走行距離3,600km以上が見込まれる自動車であること
- (10) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第2項に規定する自動車運送事業を営営する者が所有またはリースにより当該自動車運送事業の用に供する自動車でないこと

2 補助対象自動車の車種ごとの補助要件は別表第1に定める。

(補助金の交付対象者)

第4条 この補助金の交付を受けることができる者は、クリーンエネルギー自動車を購入し、所有しようとする者（車両の所有権が留保された新車の購入においては、その使用者）であって次の要件を満たす者、又はクリーンエネルギー自動車を次の要件を満たす者に貸渡しをしようとする者であって、市内に事業所を設置しているリース事業者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和31年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者、中小企業者により構成された事業協同組合若しくは協業組合、医療法人、社会福祉法人、学校法人（以下「中小企業者等」という。）又は現在事業を営んでいない個人であってこれから事業を開始しようとする者（以下「新規創業者」という。）であること
- (2) 市内に事業所等を設置している、又は新たに設置しようとする者であること
- (3) 条例第10条第1項及び第15条第1項の規定に基づく事業者温室効果ガス削減計画書を市長へ提出していること
- (4) 新規創業者の場合にあつては、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第12

7条第1項の規定による本市の創業支援等事業計画に基づく特定創業支援等事業による支援を受けていること

- (5) 個人事業主又は新規創業者の場合にあつては、本市の市税（個人の市税に加え、個人事業主の場合は事業主として納付すべき市税を含む）を滞納していないこと
- (6) 法人の場合にあつては、法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告(当該申告の義務を有する者に限る。)を行い、かつ、本市の市税を滞納していないこと
- (7) 暴力団等と関係を有していないこと
- (8) 同一年度内において本要綱による申請を行っていないこと
- (9) 補助対象自動車について本市が実施する他の補助金の交付決定を受けていないこと

2 この補助金の交付を受けることができるリース事業者は、前項に加え次の要件を満たす者とする。

- (1) 個人事業主の場合にあつては、本市の市税（個人の市税に加え、事業主として納付すべき市税を含む）を滞納していないこと
- (2) 法人の場合にあつては、法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告(当該申告の義務を有する者に限る。)を行い、かつ本市の市税を滞納していないこと
- (3) 暴力団等と関係を有していないこと
- (4) 補助対象自動車について本市が実施する他の補助金の交付決定を受けていないこと
- (5) 賃借人と5年以上のリース契約を結んでおり、リース開始から5年間は、利子額を含めたリース料から市の補助額以上の金額を差し引いた金額により算定すること

（市税の滞納がないことの確認等）

第5条 前条第1項第5号及び第6号（申請者がリース事業者の場合を除く。）、第2項第1号及び第2号に規定する要件は、市長が申請者の同意に基づいて市税の納税状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、市税の滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）を提出した場合は、この限りではない。

2 申請者がリース事業者の場合、前条第1項第5号及び第6号に規定する要件は、市税の滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）により確認するものとする。

（市税の取扱い）

第6条 第4条第1項第5号及び第2項第1号に規定する市税とは、個人の市民税(地方税法(昭和25年法律第226号)第319条第1項の規定より普通徴収の方法によって徴収されるものに限る。)、固定資産税、軽自動車税（種別割）及び都市計画税とする。また、事業主として納付すべき市税とは、個人の市民税（当該事業主が仙台市市税条例（昭和40年仙台市条例第1号）第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）及び事業所税とする。

2 第4条第1項第6号及び第2項第2号に規定する市税とは、個人の市民税(当該法人が仙台市市税条例第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に

限る。)、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税(種別割)、特別土地保有税、事業所税及び都市計画税とする。

(補助対象事業)

第7条 この補助金の交付対象となる事業は、補助対象自動車を導入する事業であって、次の要件に適合するものとする。

- (1) 第4条第1項第3号の事業者温室効果ガス削減計画書に基づき補助対象自動車を導入する事業であること
- (2) 事業実施による二酸化炭素排出量削減効果を定量的に把握できること
- (3) 補助対象自動車が未使用品であること

(補助対象経費)

第8条 補助対象経費は、補助事業を実施するために必要な経費であって、別表第2に掲げるものとする。ただし、国又は宮城県その他の団体から補助金を送付される場合は、当該補助金相当額を補助対象経費から控除する。旧車を売却う場合は、当該売却相当額を補助対象経費から控除する。

(補助金の額)

第9条 補助金の額は、別表第3に定めるとおりとする。ただし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第10条 規則第3条第1項の規定による交付の申請は、補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、補助事業(新車の納車及び旧車の抹消登録等)に着手する前かつ補助事業を実施する年度の12月24日までに、市長に提出して行うものとする。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 補助事業に係る契約書等の写し
- (4) 補助事業に係る見積書等の写し
- (5) 申請者が法人の場合にあつては登記事項証明書(リース事業者の場合、リース事業者及び自動車の使用者のもの)、個人事業主にあつては開業等届出書及び住民票、新規創業者にあつては住民票
- (6) 暴力団員に該当しないことの誓約書(申請者がリース事業者の場合は、リース事業者及び賃借人のもの)(様式第4号)
- (7) 補助事業により導入する新車の仕様等が分かる書類
- (8) 補助事業により抹消登録等を行う旧車の自動車検査証の写し(新たに事業所等を設置しようとする者の場合は除く)
- (9) 年間走行距離の根拠(様式第5号)
- (10) リース事業者の場合、貸与料金の算定根拠明細書(様式第6号)

(11) 申請者が新規創業者の場合、特定創業支援等事業の支援を受けたことの証明書の写し

(12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第11条 市長は、申請を受理してから30日以内に、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとし、規則第6条の規定による決定の通知は、交付の決定については補助金交付決定通知書（様式第7号）により、不交付の決定については補助金不交付決定通知書（様式第8号）により行うものとする。

(交付の条件)

第12条 規則第5条第1項第1号に規定する市長の定める軽微な変更は、補助事業の内容の変更であって、交付決定を受けた補助金の額に変更を生じないものとする。ただし、補助対象自動車を変更する場合を除く。

2 規則第5条第1項の規定による変更等の申請は、補助金事業変更承認申請書（様式第9号）により行うものとする。ただし、補助事業計画の変更に伴う補助金交付決定額の増額は、これを認めない。

3 規則第5条第1項第2号の規定による中止又は廃止の承認の申請は、補助金中止（廃止）承認申請書（様式第10号）により行うものとする。

4 前2項の申請に対する承認は、補助金事業（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第11号）により行うものとする。この場合において、市長は、交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

5 市長は、前項の規定による取消し又は変更を行ったときは、補助事業者に対し、理由を付して書面により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第13条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、交付決定の通知があった日から30日を経過する日までに補助金交付申請取下書（様式第12号）により行うものとする。

(実績報告)

第14条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業の成果を記載した補助金事業実績報告書（様式第13号）に次の書類を添えて、補助事業を実施する年度の1月末日までに行わなければならない。但し、第4号の要件は市内に事業所等を新たに設置する者を除く。

(1) 収支決算書（様式第14号）

(2) 新車の自動車検査証等の写し

(3) 補助対象経費の支払いを証する書類の写し、又は車両の所有権が留保された新車の購入においては、当該代金の支払い方法が合意済みであることを証する書類の写し

- (4) 旧車の登録事項等証明書等（旧車の抹消登録等を証明できるもの）の写し
- (5) リース事業者の場合、自動車賃貸借契約書の写し
- (6) 補助事業により導入した自動車を確認できる写真等（様式第15号）
- (7) 本市以外の補助金を併用している場合は、当該補助金の交付決定又は確定通知などの写し
- (8) 中小企業者等であって、新たに設置する事業所等に補助対象車両を導入する場合は、事業所等の設置を確認できる書類
- (9) 新規創業者の場合、開業を確認できる書類
- (10) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第15条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、規則第13条の規定による通知は、補助金確定通知書（様式第16号）により行うものとする。

（是正のための措置）

第16条 市長は、第14条の規定による実績報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を講ずべきことを当該補助事業者に指示するものとし、理由を付して書面により通知するものとする。

（補助金の交付）

第17条 市長は、第15条の規定による補助金の額の確定等を行った後に補助金を交付するものとする。

- 2 補助事業者は、第15条に規定する補助金の額の確定の通知を受けたときは、速やかに補助金交付請求書（様式第17号）を市長に提出しなければならない。

（条例に基づく事業者温室効果ガス削減報告書の提出）

第18条 補助金の交付を受けた者は、条例第10条に定める計画期間内において、事業者温室効果ガス削減報告書を提出しなければならない。

（決定の取消し）

第19条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき

市長が行った指示に違反したとき

- 2 市長は、前項の取消しを行ったときは、補助事業者に対し、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助金の返還)

第20条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

- 2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を請求するものとする。

(財産の処分の制限等)

第21条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した次の財産について市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。

- 2 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める補助対象自動車の耐用年数の期間内に規則第20条第1項に規定する財産の処分をしようとするときは、あらかじめ補助金財産処分承認申請書（様式第18号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 前項の申請に対する承認は、書面により行うものとする。
- 4 市長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(立入検査等)

第22条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は本市職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

- 2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(書類の整備等)

第23条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ補助金の交付を受けた年度の翌年度から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数が経過するまでの期間保存しておかなければならない。

(委任)

第24条 この要綱の施行に関し必要な事項は、脱炭素都市推進部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から実施する。

附 則（令和5年7月3日改正）

この要綱は、令和5年7月3日から実施する。

附 則（令和6年3月29日改正）

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

附 則（令和6年7月31日改正）

この要綱は、令和6年8月1日から実施する。

附 則（令和6年8月30日改正）

この要綱は、令和6年9月2日から実施する。

附 則（令和7年3月27日改正）

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

別表第1 補助対象自動車の車種ごとの補助要件（第3条関連）

区 分	種 別	補 助 要 件
乗用車	電気	自動車検査証に当該自動車の燃料が電気であることが記載されていること。
	プラグインハイブリッド	自動車検査証に当該自動車の燃料がガソリン・電気であることが記載され、かつ当該自動車がプラグインハイブリッド車であることが記載されていること。
	燃料電池	自動車検査証に当該自動車の燃料が水素であることが記載されていること。
貨物自動車等	電気	自動車検査証に当該自動車の燃料が電気であることが記載されていること。
	プラグインハイブリッド	自動車検査証に当該自動車の燃料がガソリン・電気であることが記載され、かつ当該自動車がプラグインハイブリッド車であることが記載されていること。
	燃料電池	自動車検査証に当該自動車の燃料が水素であることが記載されていること。
乗合自動車等	電気	自動車検査証に当該自動車の燃料が電気であることが記載されていること。
	プラグインハイブリッド	自動車検査証に当該自動車の燃料がガソリン・電気であることが記載され、かつ当該自動車がプラグインハイブリッド車であることが記載されていること。
	燃料電池	自動車検査証に当該自動車の燃料が水素であることが記載されていること。

※同一年度内において、申請は1つの区分のみとし、乗用車は2台、貨物自動車等・乗合自動車等は1台まで申請可とする。

別表第2 補助対象経費（第8条関連）

経費の区分	内 容
補助対象自動車の購入に要する費用	車両本体価格に相当する費用

備考 消費税及び地方消費税相当額は、含まないものとする。

別表第3 補助金の額（第9条関連）

区 分	種 別	補助金の額
乗用車	電気	補助率：補助対象経費の1／5以内 補助上限：30万円
	プラグインハイブリッド	
	燃料電池	
貨物自動車等	電気	補助率：補助対象経費の1／5以内 補助上限：50万円
	プラグインハイブリッド	
	燃料電池	
乗合自動車等	電気	補助率：補助対象経費の1／5以内 補助上限：50万円
	プラグインハイブリッド	
	燃料電池	